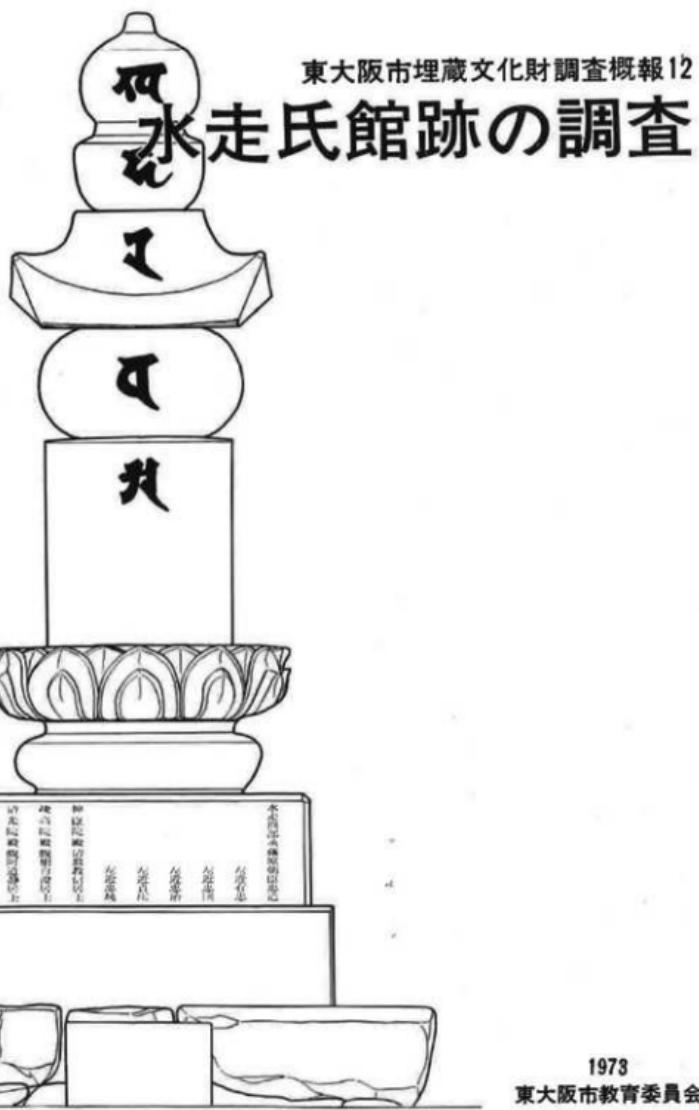


東大阪市埋蔵文化財調査概報12



1973
東大阪市教育委員会

1 水走氏と館跡

水走氏は、河内国一の宮として古来尊崇を集めた式内社枚岡神社の祠官を歴任し、中世では京瀬領大江御前の長者として、また今日の東大阪・大東・八尾の各市域に及ぶ諸領・諸職を領有・支配した典型的な中世豪族として知られている。

この水走氏の系承・地位・諸領・諸職の所有形態等については、現在東京都葛飾区に在住されている水走井良氏の所蔵されている『水走文書』によって知られる。この内、もっとも古い承元3年(1184)2月の「源康忠解状案」によると、康忠の父秀忠は、河内国内郡有報名(現在の東大阪市水走)に100町に及ぶ土施を開発し、源義經に本領の安堵を頼て關東の御家人になったことが知られる。また、昭和時代に書写された十道の文書には、建長・正応・正平・永徳・至徳の各年間、すなわち鎌倉時代から南北朝時代を経て室町時代に至る水走氏の財産譜状が書き留められ、水走氏の所有した諸領・諸職とその推移がわかり、これらの史料によって水走氏が畿内・近畿地帯における典型的な中世土豪として活躍したことが判明している。

ところで、この水走氏の館跡は、『水走文書』のうち、建長4年(1252)6月の「源義經男藤原忠志屋敷所職私領事」を見ると、当時水走氏の屋敷が河内郡五条にあり、寝殿・廊・門・中門・土屋・厩舎・倉等を配置していたことが知られる。しかし、戸籍地内の地物配置や面積などについては知られず、現在五条町に在住している野口康正氏所蔵の村替図には「水走屋敷」と記された一画が記されており、また明治9年、五条村役戸長野は水走氏が提出した絵図には「收用田神官水走春忠土地、面百五十五番字山田、畠武反倍畝六歩(630坪)」ともある。さらに、現在の東大阪市五条町1322番地には文化8年(1812)水走飛騨守忠良によって建てられた水走家墓塔が残っており『水走文書』に記載の五条屋敷の位置ならびに以後代々にわたる屋敷跡は周辺地域を含めた区域に広がっていることが考えられる。

水走氏館跡は、河内平野いかえれば、水走氏の企所領を見たすことの出来る崖状地上部に位置している。また西側には、当時の官道である東高野街道が通じており、北側には同氏が歴代祠官を努めた式内社枚岡神社が鎮座しており要衝の位置を占めていたことがわかる。

2. 調査の経過

これまで、水走氏館跡については、全く遺構・出土遺物についても知られておらず、この様な中に周辺部の宅地化が進んできたため、昭和48年度国庫・府費の補助を受け總額1,000,000円を充てて、屋敷跡の一画と見られる五条町1322番地(現状痕)に東西幅3mのトレンチ2本を設定し、遺構の確認に努めた。また周辺区域では発掘調査と合せて崖面等の削除作業を実施した。調査は、7月20日より9月1日までの間の約54日を費した。当初、広範囲の調査を予定していたが、土地所有者の了解を得られず、一部の調査にとどまるを得なかつた。調査を行なったトレンチについては、土地所有者の要望もあり、床土下に、機械による地掘りを行ない旧状に復した。

調査の結果、若干の遺構を検出するにとどまつたが、中世以来、河内の土豪として金盛を誇った水走氏館跡の存在を確認することが出来たのは大きな成果であった。

表紙カットは水走家墓塔、高さ3.4mを計る石造五輪塔。東大阪市指定史跡

3 遺跡の状態

今回の調査は、水走家墓塔の建つ土地に隣接した五条町1322番地(志村治浜氏所有地)の焼地に限られたが、敷地の東西に2本の南北トレンチを設け、柵構の確認を行なうと共に周辺部の削除を行なった。この結果、東側のAトレンチでは、床土下すぐに地山となり、溝状遺構・方形落ち込み・泡泉跡と思われる遺構を検出した。最も北で検出した遺構は、東側崖面に接した小規模な泡泉と見られるもので、深さ約30cmを測り、三角形に近いものとみられる。内部には、竹などの植物遺体が多いことが注意された。この遺構に接した西側に長方形のピットを検出しているが、建物等に使用された礎石のぬけ跡であるのが不明である。

この泡泉の西側からは、幅約60cmの溝がS字形に南へ約5m続いていて、方形落ち込みに接続している。溝と泡泉の交差する付近は5~10cmの大の石が渾然と散かれた状態にある。また泡泉近くの溝底部には径15cmの松の樹根のみが2ヶ所後見して見られた。丸太材が溝内に打たれていたことがわかった。方形落ち込みは、一辻3m、深さ45cmあり、内部は黄色粘土層をはさんで上下2層あり、下部からは建具柱とみられる板やさじ型木製品などを2・下駄破片1・漆器・磁器皿などを検出した。上層は陶片等若干の遺物が見られたのみである。

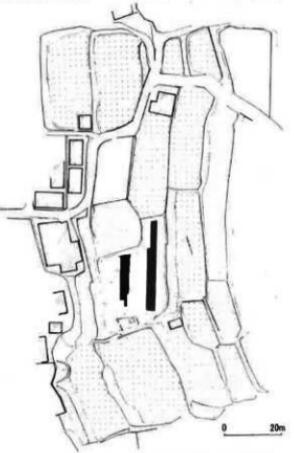
方形落ち込みより南は、約6mにわたって平坦部が続き、トレンチ南半部で東から南へまわりさらに西へ南へ続く幅約80cm、深さ60cmの溝を検出した。溝は途中で、一辻1.5mを測る方形のピットを持っており、特殊な役割を果たしていたとみられる。

溝の内部は、松根・ドングリ・道具類とみられる板・丸太等を若干検出している。トレンチ全般に亘って、閉体・茶碗等の陶器が目立ち、特に屋瓦片・漆器残欠も注意された。これらの遺構は小規模な底盤風の泡泉設備とみられる。

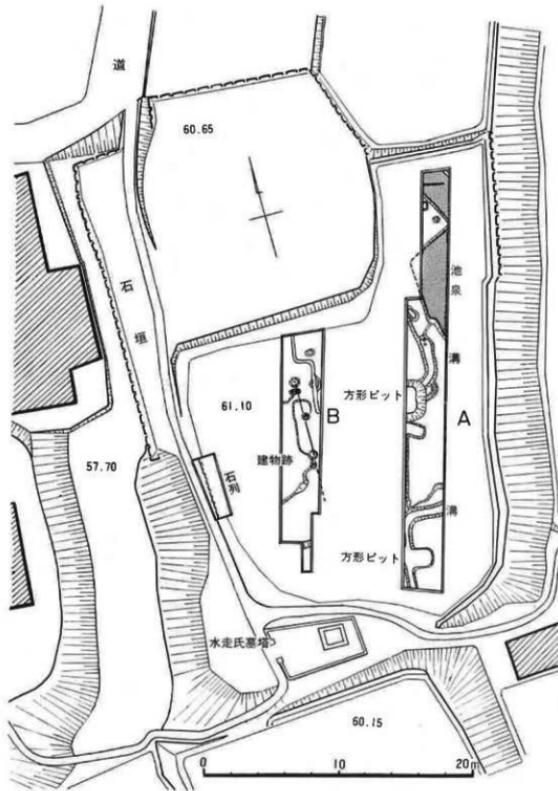
一方西側のBトレンチでは、水田への造成による上部擾乱が見られたが、これらの整地跡を除去した結果、トレンチ南北に幅15cmの細い溝がわざり、西側には径50cmの大の礎石をうめる円形ピットが南北に3ヶ所検出した。ピットの間隔は約3mあり、10尺の柱をを持つ2間以上の建物が存在していることを確認した。しかしピットは検出された面上に残らてあるので、古い建物等焼失後の造面に再建された物や、陶器片等がら中世末期~近世初頭ごろの遺構とみられる。

なお、両トレンチ全般に亘り、近世末期にいたる陶器片が混在しており、部分的にピットなど確認したが、遺構は全く削平されていることがわかった。

また周辺部の遺構の結果、敷地西側から北側の崖面にかけて約35mの石垣が残っていることが判明した。西側の石垣は、垂直に積まれ、石材もそろっているが、北西角附近から北側にかけての部分と西側石垣上部2段の石積みは相当時期の下るものとみられ、石垣が少なくとも2時期以上に亘ることが注意された。また西側石垣は南北に近く、東側の建物跡の方向とはほぼ近いことが知られた。



第1図 水走氏館跡周辺測量図



第2図 遺構実測図

4. 出土遺物

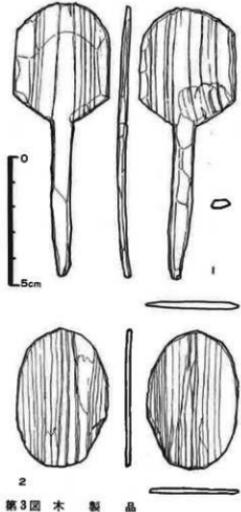
今回の調査によって若干の遺物が出土した。特に敷地西側の断面には、水田造成の削平による近世の陶器片・瓦片・寛永通宝等が散乱しており、A・B両トレチでも、同時期の遺物が混入した状態にあったが、今回検出した道溝内での出土遺物は、これらより比較的時期の上の土器・漆器木製品・植物遺体・瓦破片がある。

これらは、中世後半～近世初期にかけてのものとみられるが、馬切部での採集品やトレチ内部で、中世前半とみられる瓦片・瓦質土器の出土が注意された。

今回出土した遺物は下記の通りである。

とくに、今回検出した道構はもっと古いもので、中世後半期にしかのばらないが、屋瓦の中に埋蔵時代のものが若干ある点注意された。

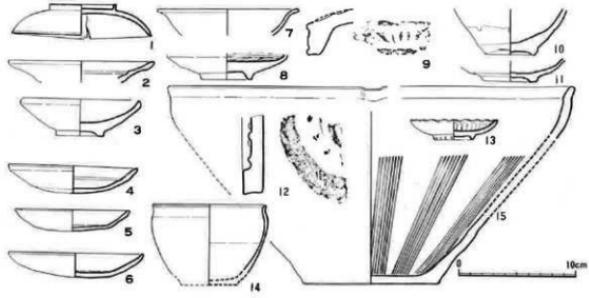
また、池泉の一部とみられる方形落ち込みからは、燈明具とともに、長さ10.5cmのさじ形と小判形の木製品等を検出し、周辺では、茶器とみられる陶器茶碗片の出土が目立った。陶器類では、若手の高麗物・唐物がわずかに見られるが、ほとんどは和物で、古唐津茶碗・八代焼茶碗・瀬戸茶碗・志野向付四方皿の各断片が認められ、全体として貴族階級が所持する良品ではなく、茶道に関係する陶器が多い。これらは、中世後半～近世前にかけてのものとみられる。



第3図 木製品

この様に、今回の調査では、最も過る遺物としては、瓦片・瓦質土器片(すりばち・火鉢)など鎌倉時代とみられるものが含まれていたが、道構に伴う遺物及び、これに混入する遺物は、中世後半～近世にかけてのものである。なお、陶器片については磯野氏のご教示を得た。

時期	陶磁器類	瓦類	木製品	自然遺物	その他
中世前半	瓦質土器片	平瓦片	—	—	—
中世後半 近世前半	土器・破片 瓦質土器片	平瓦片	さじ形木製品他 下駄・破片 建具用材	ドンガリ松 竹	漆器蓋
近世後半	すりばち 瓦質土器片	平瓦片	—	—	漆器残欠 かんぎし 瓦通宝



第4図 出土遺物

5.まとめ

水走氏は、「水走文書」に見られるように、中世以来大江御厨をはじめとする広大な所領・所織を領有・支配した典型的な河内の土豪として位置づけられている。同氏の屋敷跡は、「水走文書」建長4年(1252)6月の「頼波弟男藤原忠持黒歎並所職私領事」に記されているように、渡殿・御・惣門・中門・土屋・厩・倉など9つの建物を配した屋敷が五条に存在したことは事実である。

今回の調査では、一部の発掘にとどまつたが、小規模な池泉を伴う建物跡が存在していることを確認し、水走氏の屋敷跡であるという確認に終った。建物がどういうものであるか今後の調査に期する他ないが、少なくとも、中世前半頃の屋瓦等の遺物の出土により、中世初期の屋敷跡の存在は考えられる。今回検出した造構は、中世後半も終りに近いころのものと見られ、これより古い時期の壁面跡は、場所が異っているか、あるいは、新しく再建されたものか不明である。ただ、今回確認した建物の礎石形形は、焼土面を穿っている点を重視すれば、部分的にも再建された可能性がある。従則を加えると正平年間(14世紀頃)当地は南北両朝の叛乱が展開された地域である、同氏も叛乱に加わり、屋敷は焼失荒廃したことを考えられるからである。

さて、水走氏の五条の屋敷は代々相続されたことは明らかであるが、正平の戦のおさまたげある至元年(1334)の「藤原忠良謀与目録写」には、四条大屋敷・同殿壁敷が新たに見える。これは、東殿屋敷が加わっている点、五条屋敷とは別に新たに登場した屋敷地であることは明らかで、他にも水連城など文献に被織らしい名も見えることなどから、南北朝時代を通して、同氏の屋敷等にもかなりの移動があったことを示すとともに他に屋敷がいくつか存在したことも十分考えられる。

いずれにしても、水走氏の跡跡が五条の地に存在したことが明らかになったことは、今回の調査の大きい成果であり、今後この造構の全面調査なし造構の保存が大きい課題となつて来た。

藤原高讓状写

譲渡
嫡男藤原忠持屋敷
所職私領等事
副波公聚調度證文等
目録在

五条

屋敷所

六間壹面表殿一字

惣門一字

三間土屋一字

六間倉一字

三間倉一字

六間御山本河俣両軌當職

御宣旨御牒

大治長承里券

七間廊宇

中門七間一字

三間壹面厨屋一字

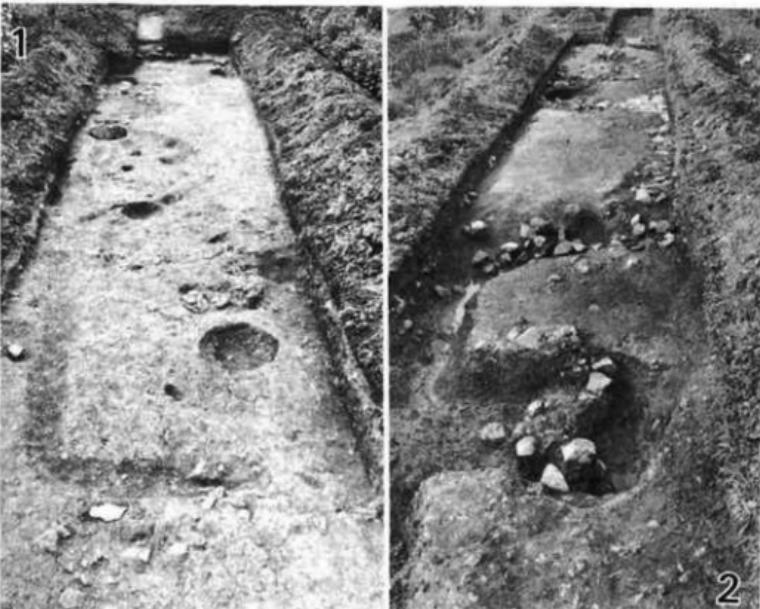
三間倉一字

三間倉一字

三間倉一字

三間倉一字

御宣旨御牒
水野河内族見池細江等
以南惣長者事
四ヶ郷郷務
松武庄下司職
母寺本免下司職
國衛局師
平岡社務公文職
母寺本免下司職
農浦御公文職
林四所食飯屋寺寺
田所食飯屋寺寺
竹林南北面
小坂林
水浦私領所之内
伊勢守千吉御御事文
在利
諸寺俗別苦難
右件所織田品等者
左衛門店藤原康高
之先祖相傳之所職私領也
而今依為稱男
華原忠持相圖調度證文等
勤務分之領之狀
仍為後日證文
勤務分之領之狀
如件
建長二年六月三日



1. 建物跡(Bトレンチ 北より)
2. 池泉状遺構(Aトレンチ 南より)
3. 同上 (Aトレンチ 北より)
4. 方形落込(Aトレンチ 東より)
5. 同上 遺物出土状態